

「内務省委託本」調査レポート

第5号：医学書の検閲

2013年2月(報告/新井正人)

発行：千代田区立千代田図書館

戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、全国で出版されたさまざまな本が内務省に納本されていました。1937(昭和12)年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館をはじめとする市立図書館4館に委託されることになりました。当館では、これらの資料を「内務省委託本」と呼び、現在約2,300冊が確認されています。

当館の所蔵する「内務省委託本」は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた赤線・青線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発禁本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。当レポートでは、「内務省委託本」の調査研究により明らかとなった新事実について、様々な切り口からご報告いたします。

千代田図書館と医学書

千代田区立千代田図書館には約2300冊の「内務省委託本」が所蔵されているが、中でも医学書は435冊に及び、その内容は、和漢医学、医学史、基礎医学、臨床医学、そして薬学に関するものなど多岐にわたっている。これらの医学書は、千代田図書館所蔵の「内務省委託本」全体の中で約20%を占め、その割合の高さは、「内務省委託本」を所蔵する他の図書館(中央区立京橋図書館、江東区立深川図書館)と比較して突出している。なぜ千代田図書館にこれほど多数の医学書が残されているのだろうか。その理由については、千代田図書館の前身である駿河台図書館をめぐる次の記述が示唆している。

学生街中心地点に位する同館は、これら学生の勉学の為め、法制経済並医学書それに次で、数学、語学等に関する図書を主として蒐集し、其他一般参考書、辞書類等も広く蒐める等、学生図書館としての経営方針を取り、閲覧者の便宜を図つてゐる。

『東京市の教育』(東京市役所、昭和12年7月)より



千代田図書館蔵「内務省委託本」の医学書(一部)

この記述によれば、学生街に立地するという条件から、駿河台図書館には「学生の勉学」に供するよう「法制経済」に関する図書や「医学書」がもっとも多く集められたという。また、『市立図書館と其事業70号』(東京市立日比谷図書館、昭和12年4月)にも、委託本について医学書は3館のうち駿河台図書館に割り当てていることを示す記載がみられる。したがって、千代田図書館所蔵の「内務省委託本」中に医学書が多数含まれているのは、戦前に内務省から委託される際に、上記のような「学生図書館」としての性格が考慮された結果であろうと考えられる。合わせて、戦後の区立図書館においては文芸書や実用書と比べると医学書の利用は少なく、利用に伴う汚損・破損による除籍が少なかったため、結果的に435冊もの医学書が残った、と考えることもできるだろう。

「一般標準」と「特殊標準」

さて、このように多数存在する医学書の大部分は、検閲官による書き込みが見られない図書であり、特に問題視されることなく検閲を通過したものと考えられる。しかしながら、検閲官による書き込みが見られる図書も存在する。その多くは、内容に性的な記述や図版が含まれるものである。周知のように、戦前は性的な記述や図版に関しては「風俗壊乱」にあたるとして厳しい規制が行われていた。では、そうした検閲は一体どのような基準のもとに行われていたのであろうか。

そこで参照すべきなのが、当時の出版検閲における「一般標準」と「特殊標準」という二重の基準である。この基準は「安寧秩序紊乱」と「風俗壊乱」の双方に存在し、「一般標準」とは全ての出版物に適用される原則的な基準であり、「特殊標準」とは、「一般標準」に照らせば問題となる内容であっても、種々の事情や条件を勘案して不問に付してよいと判断される場合に参照される、いわば補完的基準である。こうした検閲基準は、出版検閲を担っていた内務省警保局図書課における内規にあたり、当時一般には知られていないものであった。だが、出版関係者向けに編集された『新聞・雑誌・書籍 出版に必須な法規解説』（読書新聞社編集部、昭和 9 年 11 月）は「一般標準」と「特殊標準」の内容を紹介しており、その内実を知ることができる。

「風俗壊乱」についての「一般標準」には、筆頭に「猥褻なる事項」が挙げられ、以下「乱倫なる事項」「残忍なる事項」「遊里魔窟の紹介にして煽情的なる嫌ある事項」「墮胎の方法を紹介する事項」が列挙されている。それぞれの項目の内容を紹介すると以下ようになる。

「猥褻なる事項」

例へば春画淫本の類は其の著しいものである。その他、性、性欲、性愛等に関する記述であつて人をして羞恥の情を起さしむるやうなものは、淫本の程度に至らざる場合と雖も社会風教に害があること勿論であつて、所謂「エロ」物として取締を要するのである。絵画写真に付ても同様であつて、其の陰部を露出したものは春画に準じて取締られる。陰部を露出しないものも裸体其の他の絵画や写真で醜悪な挑発的な感じを与えるものも亦同様である。

「乱倫なる事項」

等しく男女関係の描写であつても姦通や親子兄弟姉妹相通ずるといふが如き人倫を乱した関係は風教を害する程度に於て著しいものであるから、余程平淡に記述してあつて醜悪な感じを与へない様なものでない限りは禁止される。即ち之等は普通の男女関係に比して余程厳格に風俗壊乱としての処置をとられる。

「残忍なる事項」

拷問の状況を詳細に現はした文書や絵画で一読肌に粟を生ぜしむるやうなもの、醜悪な惨死死体の写真等の如きは其の例である。

「遊里魔窟の紹介にして煽情的なる嫌ある事項」

写真や記事にして相当強く好奇心を起さしむるやうなものは前に述べた猥褻なる事項に当らなくとも取締を要するとされてある。

「墮胎の方法を紹介する事項」

墮胎に関する問題は往々にして産児制限の問題と関係して出版物に現はれるが、産児制限の問題に付ては其の方法が合法的である限り真面目に学術的に説明したものは不問に付して居るけれども、通俗的な醜悪な感じを与えるものは前に述べた猥褻なる事項に当るものとして取締つて居る。而して産児制限に藉口して墮胎の方法を示し又は暗示するやうなものは勿論風俗壊乱と認むべきものである。尚ほ別にそれが犯罪を煽動するものとして安寧紊乱を認むることも出来る。

では、このような「一般標準」に対し、「特殊標準」として考慮する必要のあるのはどのような事項なのか。『新聞・雑誌・書籍 出版に必須な法規解説』では以下の六点を挙げている。

「出版物の目的」

「読者の範囲」

「頒布区域」

「発行当時の社会状態」

「不穩ヶ所の分量」

「社会に及ぼす影響力の大小」

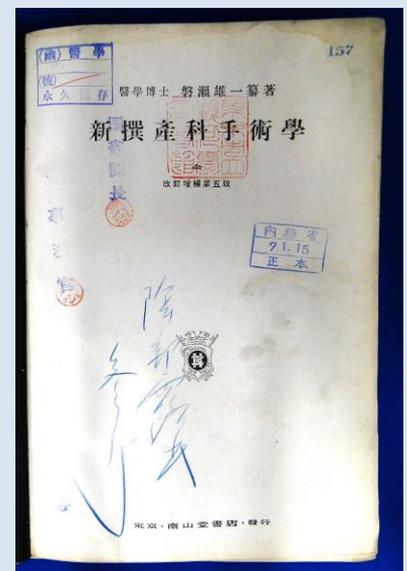
この中で「読者の範囲」の項には、「医学の専門的文章特に産科の書籍や雑誌には此の種の写真や図(新井注:陰部を露出したもの)が掲げられて居ても放任される。蓋し斯やうな専門的のものは読者の範囲が限られて弊害が比較的少いからである」と医学書への言及がある。この記述が示唆するように、実際の検閲において、医学書は「特殊標準」の適用対象となる場合が多く、医学書という図書の特殊性に関わる「読者の範囲」や「出版物の目的」などが相応に考慮されていたと推察される。

したがって、医学書に残された検閲の痕跡は、「一般標準」と「特殊標準」という二重の検閲基準が、実際の検閲現場でどのように運用されていたのかを知るために格好の素材となると考えられる。以下に、医学書における性的内容に対して行われた実際の検閲の様相をみていきたい。

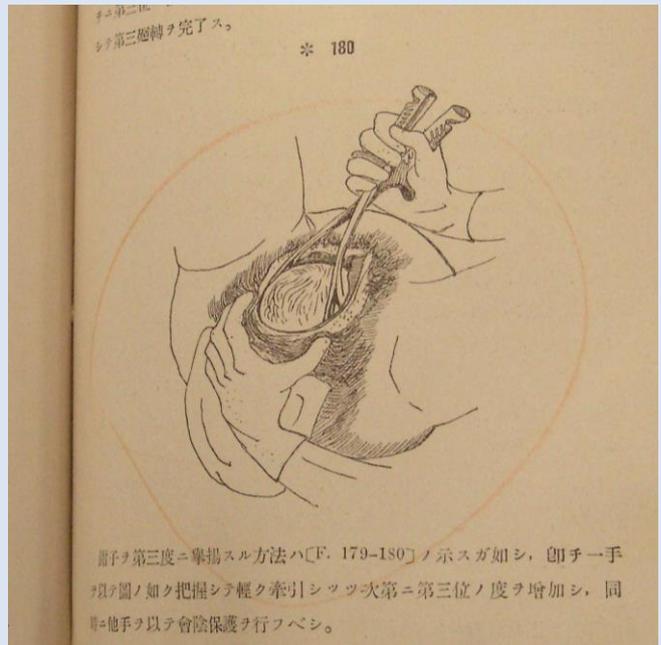
医学書にみる検閲の実際

例えば、盤瀬雄一『新撰産科手術学』(改訂増補第5版、南山堂書店、昭和7年1月)には、見返し部分に「陰部露出 参考」という書き込みが見られ、その近くに検閲を担当した属官の印がある。本文中、脚を開いた状態で女性外性器が描写されている図版等に対して、青鉛筆でパーレンや傍線が付されているのを数箇所確認することができる。笠森周護『図解産科手術学』(金原商店、昭和4年4月)にも『新撰産科手術学』と同様の図版に対して、それを囲むように赤鉛筆で丸が付されている。

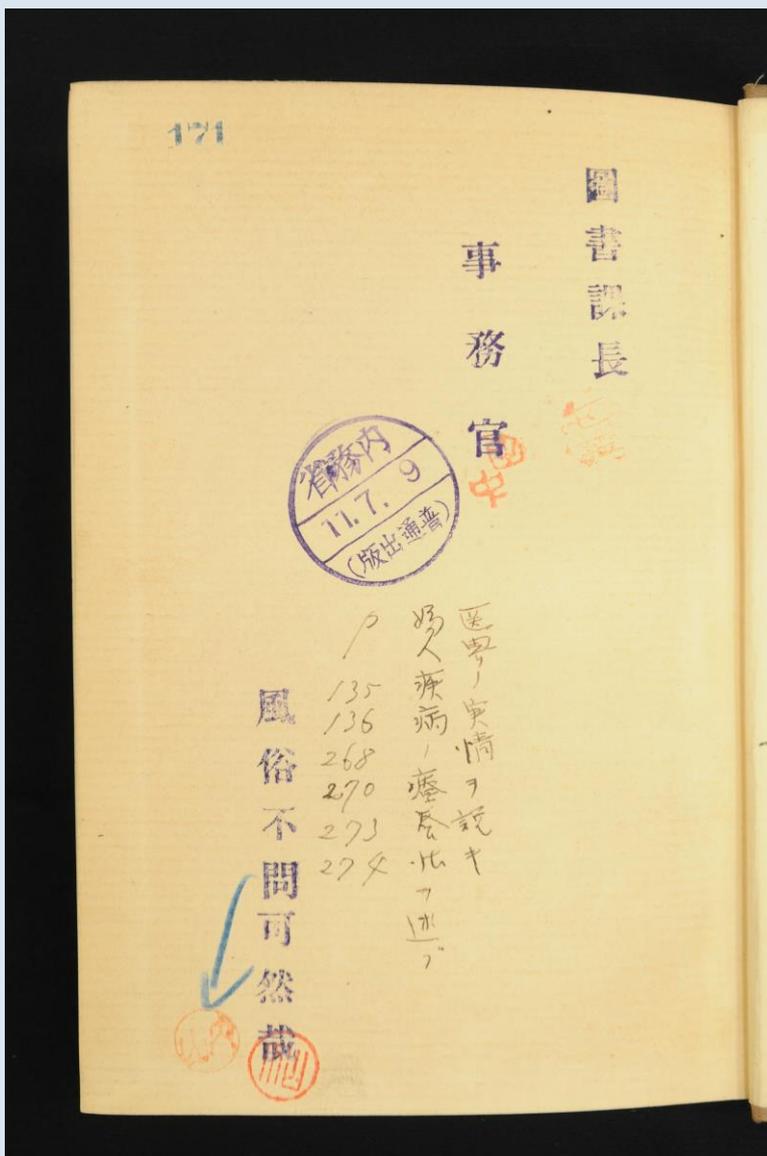
『新撰産科手術学』標題紙
盤瀬雄一著(南山堂書店、1932年1月)
千代田図書館所蔵「内務省委託本」



これらの書き込みは、「一般標準」に則って女性器を含む図版をチェックしていた事実を示していると言えるであろうが、これらの図書は発売頒布禁止等の処分を受けてはいない。これは「特殊標準」に則って、処分に当たらないとの判断が下されたためだろう。つまり、医学書における性的内容は、一旦は「一般標準」に拠って機械的に検閲が行われるが、その後「特殊標準」に拠って不問となり、問題なく出版がなされるという構図が存在したと考えられる。検閲そのものは、医学書であるから、という理由で最初から免除されることはなく悉皆的になされ、その段階を経た上でそれぞれの図書固有の性格に鑑みて判断されたと見るのが妥当であろう。



『図解産科手術学』p.153
 笠森周護著(金森商店、1932年1月)
 千代田図書館所蔵「内務省委託本」



このことを端的に示しているのが、小鷹利三郎『婦人と経済的治療法』(樵山堂書店、昭和11年7月)に残る検閲の跡である。本書の見返しには、図書課長印、事務官印、そして検閲官二名の印が見出されるが、該当箇所が列挙されるとともに、短いコメントが付されている。コメントは黒ペンで「医界ノ実情ヲ説キ／婦人疾病ノ療養法ヲ述ブ」(／は改行を示す、以下同様)と書かれており、その左には「風俗不問可然哉」と押印されている。

『婦人と経済的治療法』見返し
 小鷹利三郎著(樵山堂書店、1936年7月)
 千代田図書館所蔵「内務省委託本」

本文には、以下のような部分に
検閲官による赤線が引かれている。

然して妊娠可能期間に就ては種々の
学説又は臆説もありますが絶対的の
ものとしてなく、子宮内膜の変化より
見れば月経と月経との中間とされて
居るが、常識的に考へて先づ月経後
の本能的に快楽旺盛なる時と見るの
が至当ではありますまいか尤も稀には
月経前に快感を強く覚えるものもある
(136 頁)

『婦人と経済的治療法』
(左) p.136、(下) p.270
小鷹利三郎著(樵山堂書店、1936年7月)

臆説よりも本能的に重きを置き

幸の人は澤山ある筈である
子宮の後屈症の大多数は先天的のものである
子宮の解剖的關係と其機能の關係を明らかにすれば、後屈などは問題でない

妊娠月数	胎児身長
第一ヶ月の終	1×1=1 仙米
第二ヶ月の終	2×2=4 〃
第三ヶ月の終	3×3=9 〃
第四ヶ月の終	4×4=16 〃
第五ヶ月の終	5×5=25 〃
第六ヶ月の終	6×5=30 〃
第七ヶ月の終	7×5=35 〃
第八ヶ月の終	8×5=40 〃
第九ヶ月の終	9×5=45 〃
第十ヶ月の終	10×5=50 〃

此理論から見へて見ましても多くの實例から見ましても近時不妊症の原因の如く、一部の醫師の誇稱する子宮後屈症は徒らに素人を迷はす愚説に過ぎないのであります。子宮は解剖的關係から見ましても生理的に前後左右上下に或る程度迄移動し得て始めて其の本能を發揮するのであります、彼の危険なる癒著性子宮後屈症ですら妊娠することが決して少なくないのでありますから如何に枝葉に渡る問題であるかは容易に納得せらるゝことと思ひます。

然して妊娠可能期間に就ては種々の學説又は臆説等もありますが絶対的のものとしてなく、子宮内膜の変化より見れば月経と月経との中間とされて居るが、常識的に考へて先づ月経後の本能的に快楽旺盛なる時と見るのが至当ではありますまいか尤も稀には月経前に快感を強く覚えるものもある

言葉を変えて申せば性器の中樞は脳にあるのであります。

完全と云ふが
如き慾の深い
避妊法などは
避妊すべきは
強いて之を
求むるは恰も
不老不死の薬
を求めぬやう
なものである

關係を有するものであることは前述した通りであります。

避妊の方法には、手術に依るもの(卵巢の除去又は卵管の結紮、薬液其他の手段方法に依るもの(座薬法、コンドーム法、充填法其他)など種々世上に流布されて居りますが、未だ完全なる避妊法は発見されて居ないのであります。當に効果なきのみならず反つて性器乃至精神上に及ぼす損害が意外に多大なのであります。何故と申しますと、避妊と快感は兩立しない、之を極言すれば快感を或る程度まで割引せずには如何なる方法手段の避妊法もないと云ふことに歸着するのであります。

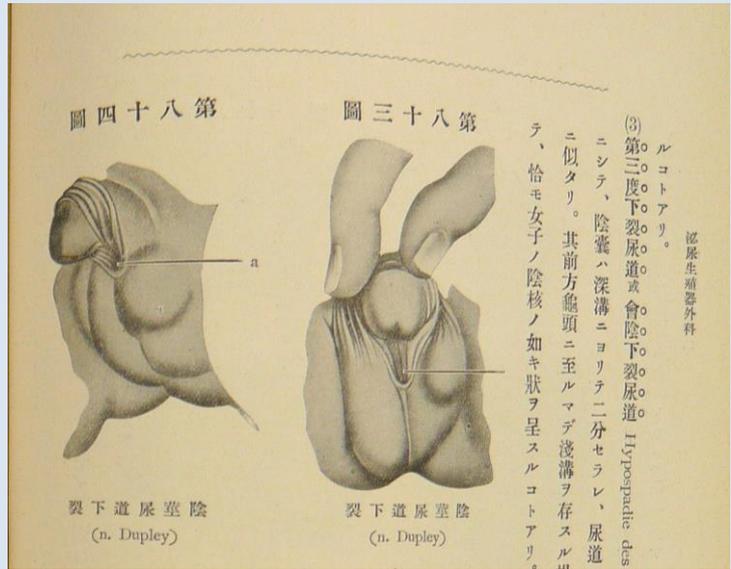
此處に注意すべきは

多産の爲に卵巢機能を消滅せしむる目的でレントゲン線の放射を行ふことであり、之れは其の人の體質を能く考察してからでないこと例へては達しても卵巢の脱落、症状起り却而非常な苦惱を遺すことがありますから、充分慎重な態度で權威ある専門醫と相談して決行すべきであります。

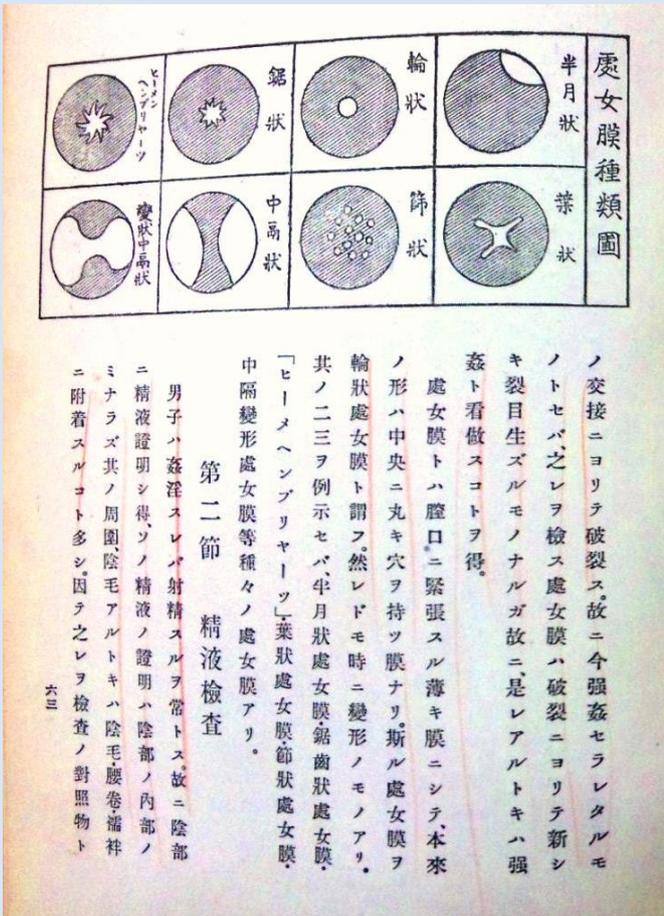
避妊の方法には、手術に依るもの(卵巢の除去又は卵巢の結紮)薬液其他の手段方法に依るもの(座薬法、コンドーム法、充填法其他)など種々世上に流布されて居りますが、未だ完全なる避妊法は発見されて居ないのであります。當に効果なきのみならず反つて性器乃至精神上に及ぼす損害が意外に多大なのであります。何故と申しますと、避妊と快感は兩立しない、之を極言すれば快感を或る程度まで割引せずには如何なる方法手段の避妊法もないと云ふことに歸着するのであります。

このように、検閲官による赤線が引かれているのは性交や性的快感に関する記述であり、「一般標準」に従ってチェックしたことが窺える。しかしながら結局、これらの記述は「医界ノ実情ヲ説キ／婦人疾病ノ療養法ヲ述ブ」目的のためのものであるから「風俗不問可然哉」、すなわち「風俗壊乱」問題に抵触しないと判断された。

同様の検閲の痕跡は、茂木蔵之介『外科診断学 下巻』（南山堂書店、昭和4年9月）にも残されている。この図書の見返しには図書課長印、事務官印、検閲官二名の印が捺され、「一七〇、一九〇、一九七、一九八／各頁ノ挿画ハ医学的ノモノ／ナルヲ以テ不問可然哉」と検閲官によるコメントが赤鉛筆で記されている。コメントで言及された頁には男性器の描画や写真等が掲載されているが、これらが一旦問題視されても、その後「医学的ノモノ」であるとの理由で「不問可然哉」と判断され検閲を通過したことが分かる。



『外科診断学 下巻』 p.170
茂木蔵之介著(南山堂書店、1929年9月)
千代田図書館所蔵「内務省委託本」



『警察医学大系』 p.63
(学術法政研究会、1930年5月)
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

また、『警察医学大系』（学術法政研究会、昭和5年5月）も、見返しに図書課長印、事務官印、検閲官二名の印があり、薄く読み取りにくい書き込みだが検閲官によると思われるコメントが見られる。該当箇所を示し、その左に「不問可然哉」と赤鉛筆書きしている。

本文には以下のような部分に、赤線が引かれている。

処女膜ハ膣口ニ緊張スル薄キ膜ニシテ、本来ノ形ハ中央ニ丸キ穴ヲ持つ膜ナリ。スル処女膜ヲ輪狀処女膜ト謂フ然レドモ時ニ変形ノモノアリ。

(略)

男子ハ姦淫スレバ射精スルヲ常トス。故ニ陰部ニ精液証明シ得、ソノ精液ノ証明ハ陰部ノ内部ノミナラズ其ノ周囲、陰毛アルトキハ陰毛・腰巻・襦袢ニ附着スルコト多シ。

陰莖ノ機能ハ、即チ交接時ニ於テ女性ノ膣内ニ挿入シ運動セシメ、ソノ結果一種ノ快感ヲ生ジ、射精ノ現象ヲ呈スルニ在リ。而シテ所謂陰莖ノ勃起作用トハ、此ノ操作ヲ容易ナラシムル為ニシテ、鬱血ニヨル膨張ナリ。

(67-68 頁)

『警察医学大系』 pp.67-68
 (学術法政研究会、1930年5月)
 千代田図書館所蔵「内務省委託本」

このように、検閲官は「一般標準」によって男女の性器の構造や機能、性交、性的快感をめぐる記述に対して赤線を付しているが、これらの記述に対しては「不問可然哉」と判断し、検閲を通過させたことが分かる。

第九編 生殖機能

第一章 生殖器ノ構造ト其機能

(一) 男子生殖器ノ構造及ビ機能

男子生殖器ノ主要ナルモノハ、陰莖、睾丸、附睾、輸精管、精囊、射精管、尿道、陰道、陰唇等ナリ。

陰莖 耻骨縫際ノ下部ヨリ突出セル圓管狀ノ肉塊ニシテ長サ個々ノ人ニヨリ多少相異ルモ、田中博士ノ測定ニヨレバ本邦人二百四十二人ノ平均ハ其根部ヨリ龜頭迄長サ八・六仙米、周圍八・二七仙米ナリト。中央下部ノ尿道ハ、交接ノ際射精路トナルモノニシテ、ソノ極深部ニ射精口アリ。又其少シク下方ニ「コーベル」氏腺ノ開口部アリ。

陰莖ノ機能ハ、即チ交接時ニ於テ女性ノ膣中ニ挿入シ運動セシメ、ソノ結果一種

六七

六八

ノ快感ヲ生ジ、射精ノ現象ヲ呈スルニ在リ。而シテ所謂陰莖ノ勃起作用トハ、此ノ操作ヲ容易ナラシムル為ニシテ、鬱血ニヨル膨脹ナリ。即チ陰莖ノ内部ハ海綿體ヲナシ、二本ノ動脈管ト一本ノ靜脈管トアリ。而シテ若シ刺戟アリタル際ニハ、此ノ動脈管ヨリ盛ニ血液ヲ輸送スルモ、還流スベキ管ハ僅ニ一本ナルガ爲ニ、自然鬱血ヲ來スニ至ル可シ。

睾丸 陰囊内ニアル一對ノ白色腺體ニテ精子ノ製造所ナルト同時ニ又一種ノ性的刺戟性的分泌ヲ製造シ、之ヲ血行中ニ送ル作用ヲナス。而シテ此睾丸ニ連續セル長キ管狀ノモノ即チ副睾丸ナリ。

おわりに

このように、医学書がどのように検閲されたのかを見ることで、「一般標準」と「特殊標準」という二つの検閲基準が、実際にどのように運用されていたのかを垣間見ることができる。従来、検閲の基準を文章で知ることはできても、検閲現場におけるその運用実態を知ることは容易ではなかった。だが、医学書に残る検閲の痕跡がよく示しているように、「内務省委託本」に残された数々の検閲の跡は、検閲現場の実像に光をあてるものである。実際の検閲業務で使用された検閲原本である「内務省委託本」を詳細に調査することで、検閲基準の運用の実態をより明らかにできる可能性がある。「内務省委託本」はそうした知見が得られる貴重な資料群と言えよう。

---Written by---

新井正人 1986年生

慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程在学中

2009年から内務省委託本の調査・研究に取り組んでいる。

千代田図書館蔵「内務省委託本」のご利用について

- 「内務省委託本」は閉架書庫に保管しており、事前に申請いただければ、どなたでも閲覧・撮影いただけます。
- 検索には、千代田図書館ホームページから「内務省委託本検索システム」、もしくは『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』掲載の目録をご利用ください。(OPAC、Web-OPACには対応していません)
- 詳しくは図書館職員までお問い合わせください。

発行：千代田図書館「内務省委託本」研究会 ※本資料内容の無断転載はご遠慮ください。

お問い合わせ：千代田図書館・企画「内務省委託本」担当 電話 03-5211-4290